

# 国保と介護保険

介護保険は、高齢化の進展によって、だれにでも訪れる介護の不安をなくしていくために、社会全体で介護をささげていく制度です。

## 40歳以上のおなさんは介護保険料を納めます。

40歳になったとき（40歳の誕生日の前日から介護保険の第2号被保険者としての資格を得ます。）

- これから40歳になる方は、介護保険の第2号被保険者としての資格を得た月の分から介護保険料を納めます。
- 65歳になったら第1号被保険者になります。

### 40歳～64歳の介護保険料

★国民健康保険税に上乗せした形で納めます。

**決め方** 国民健康保険に加入されている第2号被保険者の所得や人数に応じて計算されます。

**納め方** 従来の医療保険分に介護保険分を合わせて、1つの国保税として世帯主が納めます。

#### 国 保 税 （ 年 額 ）

医 療 保 険 分		介 護 保 険 分
所得割（税率6.3%） 前年の所得に応じ計算	平等割（1世帯17,000円） 1世帯いくらと計算	所得割（税率0.7%） 前年の所得に応じ計算
資産割（税率30%） 固定資産税額（土地・建物）に 応じて計算	均等割（1人13,000円） 国保加入者の数に応じ1人いく らと計算	均等割（1人10,000円） 介護第2号被保険者の数に応じ1 人いくらと計算

### 65歳以上の介護保険料

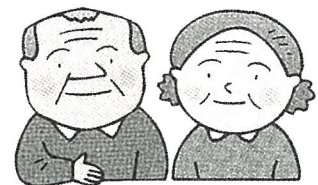
★年金の額で納め方が違います。

★65歳以上の方の介護保険料は、平成12年10月から納めていただきます。

**決め方** 所得に応じて段階的な保険料が決められます。

**納め方** 保険料の特別対策

65歳以上の人の保険料は平成12年4月分から平成12年9月分までは徴収せず、その後平成12年10月から平成13年9月までは半額に軽減されます。



年 金 額 (年額)	納 め 方
18万円以上	年金の確定支払(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。
18万円未満	納付書により個別に納めていただきます。

所得に応じて5段階に分けられています。(年額)

段 階	区 分	保 険 料 率 (軽減後・12年度)
第1段階	老齢年金受給者等	3,307円
第2段階	住民税非課税(世帯)	4,961円
第3段階	住民税非課税(本人)	6,615円
第4段階	住民税課税(基準額250万円未満)	8,268円
第5段階	住民税課税(基準額250万円以上)	9,922円

※上記表の保険料額は軽減後の額です。